資格取得のご案内

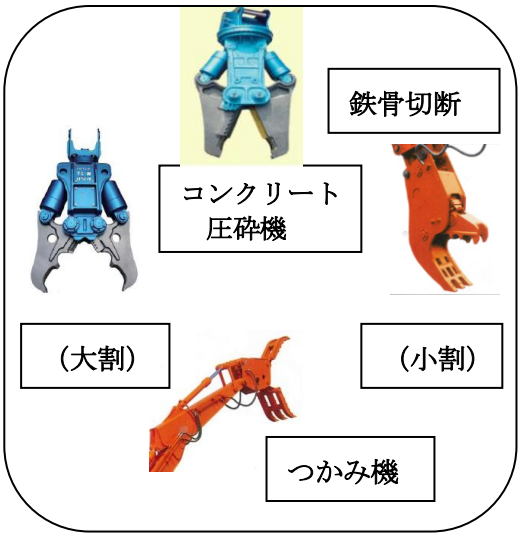
「下記の通り、特別教育の講習をご案内申し上げます」

１．小型車両系建設機械(解体用)運転の業務に係る特別教育（小型車両系建設機械《整地等》修了者）

労働安全衛生規則第 36 条第 9 号に基づき、運転の業務に労働者を就かせるときは、改正された安全衛生特別教育規定の教育科目、範囲及び時間に基づく特別教育を実施しなければならない。

鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)による労働災害の防止に関して、平成 25 年 4 月 12 日に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第58号。以下「改正省令」という。)が公布されるとともに、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示(平成25年厚生労働省告示第141号。以下「改正告示」という。)が公示され、同年 7 月 1 日から施行されることとされた。

※ブレーカを対象としたものから、ブレーカ及び鉄骨切断機等の 4 機種を対象としたものに変わります。(平成 25 年 7 月 1 日)



開催日	令和９年１月２３日（土）学科・実技
講習時間	開始９：００～終了１２：１０（３時間）
講習料金	１５，０００円（テキスト代を含む）
講習場所	学科　山口統括本部　２階第３会議室
	実技　山口統括本部敷地内
申込期限	令和９年１月８日（金）
受講定員	１４名（※５人以下の場合は延期となります。
	１４名を超えた場合は午後からの開催となりますのでお知らせいたします）

受講を希望される方は、事前に山口統括本部組合員課にお尋ね下さい。受講申込みはＪＡ山口県ＨＰ内からダウンロードできます。申込書原本に証明写真を貼り付け、裏面に本人を確認できる公的証書（運転免許証表裏）及び小型車両系建設機械（整地等）修了証の写し（表裏）も添付していただき、申込期限までに山口統括本部組合員課まで提出を願います。当日は実技もあるため汚れても良い服装でお越しください。講習会開始１５分前に集合下さい。

銀行名　：もみじ銀行　瀬野川支店
口座番号：普通　NO.1416573
口座名　：キャタピラー教習所株式会社

開催日 1 週間前迄にお振込みください
振込手数料は受講者にてご負担願います

主催:JA山口県山口青壮年部

JA山口県
〒753-8537 山口市維新公園3丁目11番1号
山口県農業協同組合　山口統括本部総務管理部　組合員課
TEL　083-922-5647　FAX　083-923-6611